

## 清水町手話言語条例

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等に関する基本理念を定め、町の責務及び町民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等を図るための施策を推進するため、町が行う基本的な取組を定めることにより、ろう者等及びろう者等以外の者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者等 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 町民等 町内において住み、働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 町内において営利・非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 手話の普及等 手話を使用しやすい環境の構築に当たり必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。

### (基本理念)

第3条 手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等は、次に掲げる事項を踏まえ、ろう者等及びろう者等以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

- (1) 手話は、ろう者等が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に守り続けてきた言語であること。
- (2) ろう者等は、手話により円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及等を図るための施策を推進するものとする。

2 町は、手話の普及等を図るための施策を推進するときは、ろう者等の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、手話及びろう者等への理解を深めるとともに、手話を使用しやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話の使用に関する合理的配慮をするほか、ろう者等が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(町の取組)

第7条 町は、手話の普及等を図るための施策として、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等を図る取組
- (2) ろう者等とろう者等以外の者との意思疎通の円滑化を図る取組
- (3) 町民等が手話を学ぶための機会の提供並びに町民等に広く手話及びろう者等への理解を深めるための取組
- (4) ろう者等が災害時等において必要な情報を正確かつ速やかに得ることができる体制を構築するための取組
- (5) 幼児期及び学齢期から、手話について学び、又は触れる機会を提供することで、手話への理解の促進を図る取組
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める取組

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。